

# 福井県生コンクリート品質管理監査会議細則

福井県生コンクリート品質管理監査会議

(適用)

第1条 この細則は、品質管理監査会議規程（以下「規程」という。）第17条に基づき、第8条および第14条の運用並びに手続き等に関する事項について定める。

(品質管理監査委員会の構成)

第2条 規程第8条第2項による品質管理監査委員会（以下「監査委員会」という。）は、理事長が任命し、地区会議が承認した委員によって構成する。

- 2 監査委員会の委員長は1名、副委員長は若干名とする。
- 3 監査委員会の委員長は工組技術委員長、副委員長は委員長が指名する。

(品質管理監査委員会の委員の任期)

第3条 監査委員会の委員の任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

- 2 任期半ばにおいて就任する委員の任期は、残任期間とする。

(品質管理監査委員会会議)

第4条 監査委員会は必要に応じて開催し、委員長が招集する。

(品質管理監査委員会および監査員の業務)

第5条 監査委員会は、地区会議からの諮問を受け次の業務を行う。

- (1) 監査計画の立案
  - (2) 監査実施に伴う必要業務
  - (3) 監査員研修
  - (4) 監査結果のまとめと地区会議への報告
  - (5) 理事長の意見に基づく異議申し立ての処理
- 2 監査員は、全国統一品質管理監査基準に基づく立入監査を1回/年以上実施し、その結果を監査委員会に報告する。

(受審申込)

第6条 品質管理監査を受審する場合は、別紙様式に必要事項を記入して申し込むものとし、受審料を納入する。

- 2 受審申込資格要件として、JIS マーク表示認証を受けた製品を製造する工場(JIS マーク表示認証工場)で、且つ、品質管理監査を申込みしようとする日から遡ること、連続して12ヶ月以上の稼働実績期間を必要とする。

(立入監査の方法)

第7条 立入監査を実施するときは、遅くとも1週間前までに監査工場に監査日時、監査員の氏名を通知する。ただし、必要に応じ予告なく立入監査を実施することができる。

2 1工場に対する監査は、2名の監査員により行う。

3 監査工場は、監査員に協力しなければならない。

4 監査員は、「監査員証」を必ず携帯し、監査工場の責任者に提示するものとする。

5 立入監査における強度試験は、指定された認定共同試験場で行うものとする。

6 監査の公平を期するため、監査員は監査工場と直接・間接に利害関係のないよう選定する。

7 品質管理監査には、福井県生コンクリート品質管理監査会議学識経験者委員および特別委員、またはその代理者が立会うことができるものとする。ただし、日程および時間調整は、福井県生コンクリート工業組合事務局が行うものとする。

(再 監 査)

第8条 規程第8条第1項6号による指示、助言により再監査が必要となった時は、地区会議議長が監査委員会に要請する。

(査察受入義務)

第9条 品質管理監査を受審し、地区会議から合格証を交付された工場が、翌年度の査察実施工場に選定された場合、査察を受ける義務が生じるものとする。

(費 用)

第10条 規程第14条に係る、会議費および監査委員並びに監査員の出張旅費等は別に定める。

(改 廃)

第11条 本細則の改廃は、地区会議で行う。

(附 則)

本細則は、平成14年9月11日より施行する。

(附 則)

本細則は、平成21年6月26日より施行する。

(様式)

## 福井県生コンクリート品質管理監査受審申込書

平成 年 月 日

福井県生コンクリート品質管理監査会議議長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

平成 年度 品質管理監査を受審したいので、添付書類を添えてここに申し込みます。

記

|                     |  |     |
|---------------------|--|-----|
| 受審しようとする<br>会社又は工場名 | 名 称  |     |
|                     | 所 在 地  | 〒 ー |
|                     | 電話番号   |     |
| 受審資格<br>確認事項        | 1. JIS マーク表示認証工場である。<br><input type="checkbox"/> はい  |     |
|                     | 2. この申請から遡ること連続して12ヶ月以上の稼働実績がある。<br><input type="checkbox"/> はい  |     |
| 添 付 書 類             | 1. 工場調査表<br>2. レディミクストコンクリート全国統一品質管理監査チェックリスト調査項目調査票<br>3. 予防処置報告書（写し）調査票記入時までに実施されたもの<br>4. 原材料（各骨材）の品質規定が明記してあるもの。（写し）<br>【ふるい分けの粒度範囲を含む】<br>5. 原材料（各骨材）の受入検査に関する資料。（写し）<br>【頻度・試験方法の一覧表】<br>6. 直近の各骨材試験結果報告書<br>【定期試験全種類及びアルカリシリカ反応性試験成績表】（写し）<br>7. コンクリート技士・主任技士・診断士・技術士が在籍の場合、<br>登録証の（写し）（2.に記載された方全員分） |     |

以上